



平成17年8月11日発行

社内規定に反し、酒気帯び運転の社員を解雇 保険業法に違反し、会社に重大な損害を与えた 役員は軽い処分、 (別紙参照)

こんなことをやっていて本社に対する信用は回復できるのか！

組合の抗議に対し人事部長は雲隠れ、交渉は下っ端の担当者にまかせきりで5ヶ月も平行線のまま。

社外有識者を加えた「コンプライアンス委員会」はこのような会社の体質を知っているのか。

組合員A氏は会社合併後の一年間で、酒気帯び運転3回的事实を人事部にとがめられ、事情聴取の上、本年4月30日一方的に諭旨解雇された。

本人は人身・物損事故を起こしたわけでもなく、突然の解雇に驚き、所属していた明治安田労組関係者に相談したところ、解雇はやむを得ないとの態度でまるで相手にされなかった。

別組合の全労組の見解を聞いたところ、酒気帯び運転はすべきではないが、解雇は社内賞罰規定に反する不当な処分であり、撤回を要求すべきであるとのことであった。その後、全労組に加入し、全労組の支援の下、会社と交渉を続けているが、会社は規定違反の事実を認めようとせず、解雇を主張し続けている。

社内賞罰規定

72 自動車等の運転事故

処分内容

飲酒運転等により道路交通法違反として起訴された場合……減給～出勤停止

79 その他法令・社内規定等違反

重大な違反により、当社が業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を受けたとき

処分内容

出勤停止～懲戒解雇

唯我独尊、会社の頑迷な姿勢が信用失墜の原因ではないのか

ご契約者からの保険金不払いの抗議に対し、不払いマニュアルまで作成して支払いを拒否した金子社長、保険金部と人事部の態度は全く同一である。

いくら社会常識、規定を説いても自身の屁理屈をかたくなに主張して非を認めようとしない。

会社の体質は保険金不払いの事件が起きても一向に改まっていない。

酒気帯びで解雇するなら、本社役員は全員解雇である。

法的処置を含め、不当解雇処分撤回まで、組合は徹底的に対決する。

情報110番

社内改革のために必要な情報は積極的に全労組本部までお寄せください。

匿名でも結構です。

